

件名	クマ対策について
受付日	令和7年10月30日
ご意見・ご提案の概要	<p>私の地域では、毎日のように熊の出没の情報が郡上市から発信されている。住民の目撃情報を基に発信されていると思うが、実際はそれ以上に目撃されているにもかかわらず、連絡しても仕方がないので、毎回、行政に連絡しなくなっている。</p> <p>私も養蜂や果実など深刻な被害を受けており、大変困っている。熊の狩猟期間が11月15日からと聞いたが、一日でも早く駆除してほしい。対策は駆除しかない。</p>
県の考え方	<p>今年度は、全国的にもクマの人身被害が多発しており、県内においても、10月末現在で出没件数は857件と、昨年度一年間の674件を大きく上回り、人身被害も4件発生しているところです。</p> <p>県では、クマの出没状況や生息状況を調査したうえで、鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画を策定し、個体群の保全に配慮しつつ、人身被害の回避、農業被害の軽減を図ることとしています。</p> <p>人の生活圏に出没するクマについては、出没防止対策を講じたうえで捕獲等を実施することとしており、狩猟期間に問わらず、各市町村において加害個体や危険個体の捕獲に取り組んでいます。</p>
担当課	環境エネルギー生活部 環境生活政策課